

浜松市告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年5月27日

から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年5月27日から2週間浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

浜松市長 中野 祐介

道路の種類	路線名	区間	別	幅員	延長
一般国道	257号	浜松市中央区鹿谷町359番地内から 浜松市中央区鹿谷町362番1地内まで	前	最小 10.50m ～ 最大 16.00m	35.21m
			後	最小 16.00m ～ 最大 17.00m	
		浜松市中央区鹿谷町371番1地内から 浜松市中央区鹿谷町628番地内まで	前	最小 10.00m ～ 最大 16.00m	56.83m
			後	最小 11.50m ～ 最大 19.50m	